

選挙管理委員会名	指定した施設の名称	指定した施設の所在地
小山市選挙管理委員会	小山市立生涯学習センター	小山市中央町3-7-1

内水面漁場管理委員会

栃木県内水面漁場管理委員会告示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、水産動物の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和5（2023）年3月7日

栃木県内水面漁場管理委員会会長 吉 沢 崇

1 指示の内容

レイクトラウト（卵を含む。）を採捕した者は、これを生きたまま採捕した水域から持ち出してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究に供する場合

イ 当該魚種の漁業権の免許を受けた者が、当該漁業権に基づく増殖のために親魚を採捕する場合

2 指示の区域

栃木県内の公共用水面

3 指示の期間

令和5（2023）年3月7日から令和8（2026）年12月31日まで